

平成23年度第5回津市入札等監視委員会の会議結果報告

- ① 会議名 平成23年度第5回津市入札等監視委員会
- ② 開催日時 平成23年12月15日(木)
午前8時30分から午前9時30分まで
- ③ 開催場所 津市役所本庁舎4階 庁議室
- ④ 出席者
月岡 存 委員長 (三重大学名誉教授)
伊藤 庄吉 委員 (行政書士)
滝澤 多佳子 委員 (税理士)
西川 源誌 委員 (弁護士)
玉方 良明 委員 (公認会計士)
事務局 野口副市長、小河副市長、総務部長、総務部次長
調達契約課長ほか2人
説明員 建設部道路等特定事項担当理事
建設部道路等特定事項担当参事
- ⑤ 内容 1 本市職員に係る贈収賄事件等について
(1) 当該事件等に係る報告
(2) 当該事件等に対する意見等
- ⑥ 公開又は非公開
公開
- ⑦ 傍聴者の数 3人
- ⑧ 担当 総務部調達契約課工事契約担当
電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

1 本市職員に係る贈収賄事件等について

(1) 当該事件等に係る報告

当該事件等について、あらためて時系列に沿って、ご報告いたします。

平成23年10月26日に、平成23年1月中旬頃、津市美杉町地内において、本市建設部建設維持課道路等特定事項担当主査から、本市美杉町下之川に本社のある(株)大清建設の代表取締役に対し、公共工事の設計金額を教え、(株)大清建設代表取締役はその金額を参考に入札して、受注したことにより、競売入札妨害で逮捕されました。

同年11月1日には、競売入札妨害により(株)大清建設を平成23年11月1日から平成25年10月31日までの24月間の指名停止にするとともに、当該事件について監視委員会にご報告し、ご意見を頂きました。

同年11月15日に、平成23年2月初旬頃、津市一志町地内において、公共工事の設計金額を教えてもらった謝礼として、(株)大清建設代表取締役が本市主査に現金10万円位の賄賂を贈ったことにより、本市主査が加重収賄で(株)大清建設代表取締役が贈賄で再逮捕されました。

同年11月24日には、当該事件について第2回目となる監視委員会を開催

し、委員の皆様にご報告しました。

同年11月25日から、全職員を対象として、法令遵守及び服務規律の更なる徹底を図ることを目的としたコンプライアンス研修を開始しました。

同年11月29日には、贈賄により㈱大清建設を平成23年11月29日から平成25年11月28日までの24月間の指名停止にしました。競売入札妨害の指名停止と通算しますと、指名停止期間は、平成23年11月1日から平成25年11月28日までの約25月)となります。

同年12月6日に、本市主査が、競売入札妨害及び加重収賄により起訴されることとなりました。

当該起訴の内容につきましては、本市主査は、平成23年1月19日ころ、㈱大清建設事務所において、㈱大清建設代表取締役に対し、「(仮称)新山口橋橋梁(下部工)新設工事(その2)」の入札に関する秘密である最低制限価格算定の基礎となる直接工事費及び共通仮設費等の設計金額が記載された設計書写しを交付して、設計金額を教示し、郵便入札の方法により執行された事後審査型条件付一般競争入札において、㈱大清建設に最低制限価格に近接する1272万7000円で入札させ、同月26日の開札の際、落札候補者と決定させ、同月31日、入札参加資格に関する事後審査を経て、本件工事を落札させたことにより、両名が競売入札妨害として、起訴されたものです。

また、本市主査は、平成23年2月5日ころ、㈱大清建設代表取締役から、現金10万円の供与を受け、職務上不正な行為に対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、現金10万円の賄賂を収受したことにより、本市主査が加重収賄で、㈱大清建設代表取締役が贈賄として起訴されたものです。

同年12月8日には、職員の懲戒処分として、建設維持課主査(本市主査本人)については、懲戒免職処分とし、管理監督責任があった事件当時の上司である担当副主幹(係長級)以上の職員6人については、うち5人を給料額の10分の1、1月減給、うち1人を戒告の懲戒処分としました。

同年12月8日には、開会中の12月定例市議会に市長及び両副市長の給与削減案(給料額の10分の1、2月減給)を提出する旨を発表しました。

また、明日12月16日から小河副市長と、若手技術職員(17人程度)、さらには幹部職員(10数人)との第1回目の意見交換の実施を予定しています。

続きまして、事件対象工事の概要等について、あらためてご報告したいと思います。

当該事件の対象となった工事は、「平成22年度環新道建補第2号(仮称)新山口橋橋梁(下部工)新設工事(その2)」工事で、工事場所は、本市美杉町下之川地内において、橋梁下部工一式を行う内容であり、予定価格15,366,000円(税抜き)、工期を本年3月25日までとし、事後審査型条件付一般競争入札の方法で行ったものです。

最低制限価格は、12,711,000円(税抜き)で、入札の結果、落札価格は、12,727,000円(税抜き)、当初契約金額は13,363,350円(税込)でした。

なお、契約後、契約金額と工期の変更を行っていますため、変更後の契約金

額は、13,133,757円（税込み）、変更後の工期は、平成23年2月7日から同年4月25日までとなります。

続きまして、契約締結までの経緯を時系列に沿ってご報告します。

平成23年1月11日に、工事の発注公告を行いました。

同年1月19日ころに、本市主査から㈱大清建設代表取締役へ、最低制限価格算定の基礎となる直接工事費及び共通仮設費等の設計金額が記載された設計書写しの交付、同設計金額の教示が行われました。

同年1月21日は、当該郵便入札の入札書提出期限となります。

同年1月26日は、当該工事の開札日で、㈱大清建設を落札候補者と決定しました。

同年1月31日には、事後審査を経まして、㈱大清建設を落札者と決定しました。

同年2月5日ころに、㈱大清建設代表取締役から本市主査へ、当該入札の謝礼金として賄賂が渡されました。

同年2月7日には、当該工事の契約を締結しました。

なお、当該工事につきましては、算式によるものを基本とし、増減調整を行っています。

○ 報告の内容は、わかりました。

それでは、委員の皆様、当該事件に対するご意見等をいただく前に、ただいまの報告内容について何かご質問はありますか？

Q 当該主査の年齢とその担当の経験年数を教えてください。

A 当該主査は、年齢は35歳で、平成21年8月に新最終処分場の建設に伴う技師として配属され、その後、平成21年10月には、執務場所を本庁から下之川事務所に変更しています。

Q その業務に従事している期間が特に長かったという訳ではないのですね。

A 特に長かったという訳ではありません。

Q 当該主査本人に接見されたとのことですが、設計金額を漏えいするに至った経緯や業者との接触の時期・方法、また、入札・契約締結後に事件が発覚したきっかけについては、何か聞き取られたのでしょうか？

A 接見時の条件として、当該事件についての質疑は制約がありましたので、事件については、起訴事実に相違ないかの確認にとどまっています。

Q 最低制限価格算定の基礎となる直接工事費及び共通仮設費等の設計金額が記載された設計書写しを交付したとありますが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費すべての価格が記載されていたのでしょうか？

A 設計書写しということから推測しますと、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費すべての価格が記載されていたものと考えられます。

Q 当該主査は、設計金額を構成する直接工事費等の4費目については、知っていたとのことですが、例えば、増減調整が率で行われていたとすると、その変動した率までは、判らなかつたということですか？

A 設計者である当該主査は、公表されている算式や、直接工事等の構成価格

から、最低制限価格の算出の基本となる価格は知り得ますが、増減調整の方法については、知り得ないため、最低制限価格は知り得ません。

Q 設計書写しの交付は、例えば何十枚にも渡る設計図書全部なのか、それとも一部なのかは、判らないのでしょうか？

A 現在のところ、直接工事費及び共通仮設費等の設計金額が記載された設計書写しであるということまでしか判明していません。今後、公判において新たな事実が判明しましたら、監視委員会にご報告したいと考えています。

Q 漏えいした動機は、まだわからないのでしょうか？

A あくまで推測の範疇ですが、新最終処分場の建設にあたっては、推進意見、反対意見がある中で、設計者として新最終処分場の事業をとにかく進めたいという思いが、悪い方向に働いてしまったのではないかと思います。

Q 当該主査の直接的な上司は、どこに配属されていたのでしょうか？

A 事件当時の当該主査の直属の上司は、同じ下之川事務所には、係長級である担当副主幹が1名、課長級である担当副参事が1名配属されており、本庁には、次長級、部長級の職員が配属されていました。

Q 推進意見、反対意見のある新最終処分場の建設という、いわば課題の多い業務を行う中で、上司の方達は、こういった事件が起こるかもしれないといった認識や注意はあったのでしょうか？

A 例えば、推進派の方達とは、まちづくり推進連絡協議会でお会いする機会がありましたが、係長級以上の職員が出席していますため、直接担当者が話をする機会はありませんでした。こういった公式の場以外での接触は考えにくく予測が難しかったところもございます。

Q 昔と比べると時代の流れにより、いろんな点が変わってきている中で、市役所として上司と部下の風通しはどうだったのでしょうか？

A 当時の下之川事務所には、当該主査を含め合計6名という、上司から目の届く範囲に部下がいる少人数の体制であったこともあり、コミュニケーションは図っていたところです。

しかしながら、世代の違いや現代の風潮もあるのかもしれませんが、なかなか踏み込んだ会話等までは、至らなかったところもございます。

Q 設計書の管理はどのように行われていたのでしょうか？

A 事件当時は、設計者本人が直接管理を行っていたところです。

Q 設計書の管理は、上司等も含めた二重の管理体制ではなく、設計者個人の管理ということでしょうか？

A 設計書の管理につきましては、事件以降、上司がチェックして施錠ができる金庫等へ一括保管するよう改めました。

Q 下之川事務所のような少人数の体制で、本庁から遠隔地にある部署は、他にもあるのでしょうか？

A 設計を行う部署としては、本庁以外に下水道部や津北工事事務所、津南工事事務所等がありますが、特に少人数の体制の部署となりますと、下之川事務所ぐらいです。

Q 12月16日から若手技術職員や幹部職員との意見交換を行うとのことですが、津市全体で技術職員は何名くらいでしょうか？また若手技術職員とは

何歳くらいの人を想定しているのでしょうか？

A 意見交換会は、まずは土木の技術職員を中心に行う予定ですが、土木の技術職員は、200名弱で、第1回目の意見交換会は、新最終処分場及び道路等特定事項を担当する職員を予定しています。また、若手技術職員とは課長補佐級である担当主幹以下の職員を想定しています。

Q 設計書写しを交付したことは、設計者としては、考えられない行為であり、法令に違反することを承知の上の行為であればコンプライアンスの徹底が行われていなかったことになると思います。11月25日からコンプライアンス研修を開始しているとのことですが、研修の内容や受講の状況を教えてください。

A 服務規律や法令遵守の研修は、初任者研修、2年目研修、6年目以上研修の中にも組み込んでいますが、今回の事件を受けて、以前から計画していた服務規律研修の企画を急遽変更しまして、全職員を対象としたコンプライアンス研修を行っています。

研修の内容としましては、本年中に5回開催し、講師には弁護士を招き、本来、当然のことではありますが、法令遵守を再認識する意味で、公務員としてあるべき基本姿勢、法規の内容、競売入札妨害、贈賄、官製談合等の具体例についても触れた講義内容で行っています。

また、受講の状況としては、現在2回行いましたが約200名ずつ合計約400名が受講しているところで、今回の事件に関わる講義内容でもあり、真摯な姿勢で受講しています。

(2) 当該事件等に対する意見等

○ 現段階までに判明した事実を勘案しての判断としては、基本的に今回の事件は、入札制度の問題であると言うよりは、個人の資質の問題によるところが、はっきりしてきているのではないかと考えます。

また、再発の防止に有効な措置をとるには、こういった事件が発覚した経緯、当該主査と業者との接触の状況や方法、どのような働きかけがあったのか、設計書の写しを渡すに至った動機はなんなのか、このような事件が起こった背景を把握し、それを踏まえた上で今後の再発防止に役立てていく必要があるのではないのでしょうか。

○ 私も、今回の事件に関しては、入札制度には問題がなかったものと考えます。

しかしながら、個人の資質だけに問題があったのかといいますと、そうではなく、精神的に弱い部分は誰しもあるところで、上司や同じ職場の者同士が、お互いを監視や管理し、悩みを話せる環境が重要であると考えます。

結局のところ、今回のように小規模な人数の体制の職場であったにも拘わらず、上司が状況を把握しきれなかった点をみますと、コンプライアンスの遵守は当然であり大切ですが、人間は機械ではありませんので、規則やルールの徹底だけでうまくいく訳ではなく、そういった点を補う意味でも人間関

係が重要になってくると思います。

市役所としても、そののとうころをうまくサポートする方策を考えて行つていただきたい。

- 世代の違ふ人とのコミュニケーションは、難しい点があり、いろいろな個性の人がいる中で、現代では、良好な人間関係を維持していくことがより困難になってきています。

また、人間関係の構築は一朝一夕にできるものでもありません。

再発防止には、いろいろな方策があり、できることはすべてやってみるべきと考えますが、制度の中でも個人の恣意が入りにくいような、また、こういふ事件が起きにくい制度を常に模索していくべきでないかと思ひます。

今回の事件は、入札制度が直接の問題ではなかつたのかもしれませんが、他市等においては、入札制度の改善を行つているところもありますので、他市の制度等も参考に、コンプライアンスだけではなく入札制度の研究も検討していつてください。

- ありがとうございます。

今回、事件に係る起訴の概要について、事務局からの報告を受け、委員の皆様から、様々なご意見をいただいたところでは。

今後、裁判において、更なる事実の判明や、事件の全容が明らかになつていくものと思ひますが、監視委員会としましては、現時点で明らかになつていふ事実に基づいての判断としては、「職員個人の問題」、「組織のチェック体制の問題」、「入札制度の問題」の3点の視点からみますと、「組織のチェック体制の問題」についても考へていただく必要はあると思ひますが、「職員個人の問題」によるところが一番大きいのではないかと考へるところでは。

また、監視委員会としては、今後も事件について、新たな事実の判明があつた場合は、速やかな報告を求めるとともに、本件問題について、引き続き経過をみてまいりたいと思ひますが、入札制度については、一部他市等の状況を検討していただく必要はありますが、今回の事件の対応策としては、早急な変更の必要はないと思ひますが、委員の皆様よろしいでしょうか？

- * 異議なし。

- それでは、今回の事件について、監視委員会として、現時点で判明した事実に基づいた検証としましては、「職員個人の問題」によるところが大きいのではないかと考へるため、入札制度については、今回の事件の対応策としては、特に早急な変更の必要はないとしたいと思ひます。

それでは、先程も申しましたとおり、今回の検証は、あくまで現時点で判明した事実に基づいたものであるところでは。

今後も、我々委員は、第三者機関として当該事件について、注視してまいりたいと思ひますので、事務局におきましては、当該事件について新たな事実が判明した場合や新たな展開があつた場合、また、経過につい

ての報告を一報については、文書等でもかまいませんのでよろしくお願い
します。

委員の皆様、ありがとうございました。

今後におきましても、当該事件につきましては、明らかになった事実や再発
防止の進捗状況等を適宜、監視委員会に報告し、ご意見等をお聞きして、有効
な対応策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれ
ましては、引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。